



内藤・日吉地域連合防災会 地区防災計画

(概要版)

令和元年 12 月

はじめに



- 内藤・日吉地域連合防災会（以下、「防災会」という。）は、平成 28 年 11 月 26 日、【第 14 号 防災まちづくり推進地区】として国分寺市と協定を締結しました。
- 協定の締結後、市やコンサルタントと協力し様々な取組や議論を行いながら、具体的な防災まちづくりの指針となる【地区防災計画】の策定を進めてきました。
- ここに、地区防災計画（概要版）をお届けします。

活動範囲



- 防災会の活動範囲は以下のとおりで、令和元年 12 月現在、10 の自治会が防災会に加入しています。
- 第五小学校、第九小学校は、災害時の【地区防災センター】として、避難所（体育館等）、避難場所（校庭）のほか、市からの情報収集発信拠点、支援物資の配給拠点等としての機能を有しています。
- また、防災会による住民の安否や被災状況の情報把握・伝達拠点として、すぎのこ公園（内藤神社隣）に【地区本部】を設置します。

参考：内藤・日吉地域連合防災会の活動範囲

- 防災会構成自治会
(令和元年 12 月現在)
- ・内藤自治会
 - ・戸倉自治会(南地区)
 - ・内藤睦会
 - ・内藤二丁目自治会
 - ・日吉町新和会
 - ・日吉町二丁目自治会
 - ・内藤みどり会
 - ・日吉町清秋会
 - ・内藤一丁目都営第3アパート自治会
 - ・武蔵台自治会
 - ・グローヴテラス国立管理組合



【地区本部】
すぎのこ公園（内藤神社隣）



- ◆ 地区本部は、災害時における防災会の情報把握・伝達拠点です。
- ◆ 避難所ではありませんので、地区本部で避難生活を送ることはできません。



防災会ロゴマーク
そな び
備 えんじや・しの備 くん





地区防災計画の目的



- 地域の防災活動に対する各主体の役割を明確にし、災害に備え、災害を乗り切るための取組を進めるとともに、地域住民一人一人の【自主防災力】を高めることを地区防災計画の目的とします。
- また、災害対策基本法により、防災会が策定した【地区防災計画】を国分寺市の【地域防災計画】に位置付けることが可能となりました。
- これにより、市レベルと地区レベルの防災活動を連携させることで、防災力の向上につながります。

各主体(防災会・自治会・自治会員)の役割



主体	平常時 (災害に備える)	災害時 (災害を乗り切る)
防災会	<ul style="list-style-type: none"> ● 各自治会、学校・PTA、民生・児童委員、消防団等と連携を図り、地域全体の防災力の向上、防災意識の啓発のため、防災訓練やイベントなどの企画・開催、情報発信等を行います。 ● 各自治会と連携を図り、防災資機材の準備、各家庭の防災対策の支援、地域点検等を行います。 ● また、これらの活動を通じて地域のネットワークづくり、地域コミュニティの再生を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地区本部を設置・運営し、各自治会と地区防災センター（第五小学校、第九小学校）との間で情報（安否情報、被災情報、支援物資要望等）の把握・伝達等を行います。 ● 地区防災センター（第五小学校、第九小学校）に協力要員を派遣し、「地区防災センター運営マニュアル」に基づいて運営に参加します。
自治会 (会長以下、組長・幹事などの役員が、主体的に行動するものとしてします。)	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災会と連携を図り、地域住民の防災意識の啓発や各家庭の防災対策の充実に向けた取組などを行います。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民の安否や被災情報の把握を行い、地区本部に伝達するとともに、地区本部からの情報をもとに、支援物資の受け取り・配布を行います。 ● 必要に応じて救護活動、防犯活動を行います。 ● 地区本部と連携のもと、地区防災センター（第五小学校、第九小学校）に協力要員を派遣し、運営に協力します。
自治会員	<ul style="list-style-type: none"> ● 日頃から、家屋の安全対策や備蓄品の充実を図り、在宅避難生活に備えます。 ● 防災会や市が行う防災訓練等に積極的に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自身や家族、隣近所などの安全を確認します。 ● 各自治会のルールに従って、地域住民の安否や被災情報の把握に協力します。

【自治会に加入していない住民について】

- ◆ 長期的には自治会への加入を勧め、地域の防災力を高めるものとしてします。
- ◆ 災害時において、自治会に加入していない住民から支援を求められた場合、これを拒否するものではありません。
- ◆ 自治会に加入していない住民の安否確認などについては、各自治会の判断で可能な範囲で行うものとしてします。

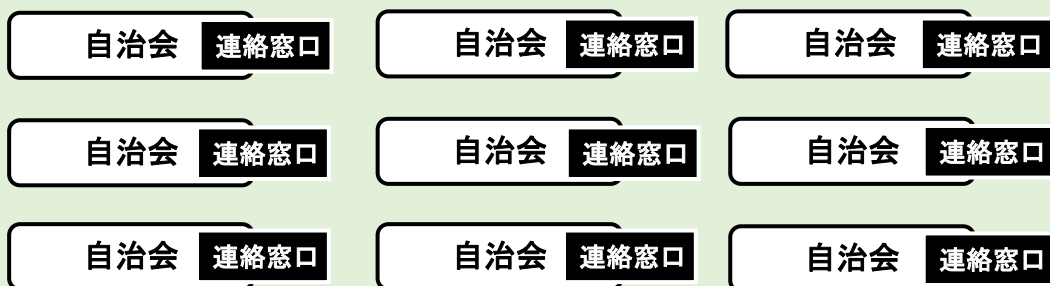


災害時における組織体系のイメージ

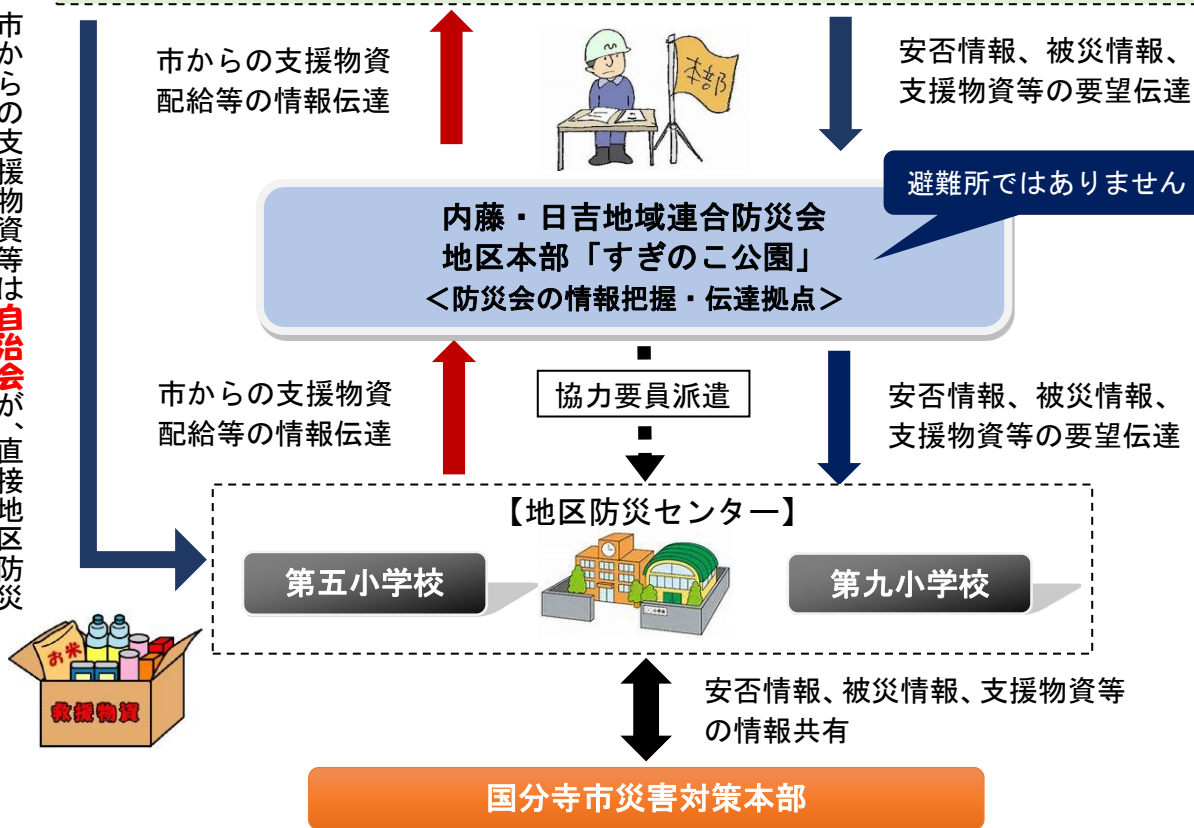


【各自治会】

- 各自治会では、災害時の活動の拠点となるとともに、防災会の地区本部と安否情報や被災情報のやりとりを行う【連絡窓口】を設置します。
- 【連絡窓口】に関しては、各自治会の実情を踏まえ設置を検討するとともに、隣接する自治会と共同で設置することも可能です。



市からの支援物資等は自治会が、直接地区防災センターに向いて受領します。



在宅避難生活について



- 避難所としての地区防災センターは、家屋が倒壊したり、火災によって焼失したりして自宅で生活できなくなった被災者などを受け入れるために開設されるものです。
- このため、自宅が倒壊などせずに避難生活を送ることが可能であれば、基本的に大半の住民は【在宅避難生活】を送ることになりますので、在宅での避難生活に備えた取組を進めていく必要があります。



以下に、発災時から、おおむね3週間程度の地区本部と自治会のタイムラインを示しています。

